指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則を廃止する規則をこ こに公布する。

平成20年5月30日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第4号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則を廃止する規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(昭和62年鳥取県公安委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)附則第3条第1項に規定する 指定車両移動保管機関(以下単に「指定車両移動保管機関」という。)が行った同項に規定する車両移動保管 事務に係る運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額については、なお従前の例 による。